新型コロナウイルス感染症対策本部(第 101 回) 議事概要

1 日時

令和5年1月27日(金)18時10分~18時25分

2 場所

官邸 4 階 大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 岸田 文雄 総務大臣 松本 剛明 外務大臣 林 芳正 財務大臣 鈴木 俊一 文部科学大臣 永岡 桂子 厚生労働大臣 加藤 勝信 農林水産大臣 野村 哲郎 経済産業大臣 西村 康稔 国土交通大臣 斉藤 鉄夫 環境大臣 西村 明宏 防衛大臣 浜田 靖一 内閣官房長官 松野 博一 復興大臣 渡辺 博道 国家公安委員会委員長 谷 公一 内閣府特命担当大臣 後藤 茂之 内閣府特命担当大臣 高市 早苗 デジタル副大臣 大串 正樹 内閣府副大臣 和田 義明 内閣官房副長官 木原 誠二 内閣官房副長官 磯﨑 仁彦 内閣官房副長官 栗生 俊一 内閣総理大臣補佐官 村井 英樹 法務大臣政務官 高見 康裕 内閣危機管理監 村田 隆 内閣官房副長官補 藤井 健志 内閣官房副長官補 岡野 正敬 内閣官房副長官補 髙橋 憲一 内閣広報官 四方 敬之 内閣審議官(内閣情報官代理) 柳淳

4 議事概要

【厚生労働大臣】

資料1をご覧ください。

新型コロナの感染状況については、全国の新規感染者数は、直近の1週間では人口10万人あたり約380人となり、今週先週比は0.61と、減少傾向が継続しています。

また、病床使用率は全国的に低下傾向にあり、死亡者数や救急搬送困難事案数も、高い水準にあるものの減少傾向となっています。

季節性インフルエンザについては、直近2年間より高い水準にありますが、全国では同時期と比べ例年より低くなっています。引き続き、注視していきたいと考えています。

資料2の「1.新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ」をご覧ください。

新型コロナの「新型インフルエンザ等感染症」という位置づけの変更について、本日、午前の厚生科学審議会感染症部会において「新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけるべき」との意見をとりまとめていただきました。

これを受けて、オミクロン株と病原性が大きく異なるような変異株の出現など特段の事情が生じない限り、5月8日から、新型コロナを「新型インフルエンザ等感染症」から外し、5類感染症に位置づけることとしたいと考えております。

なお、5月8日から予定どおり位置づけを変更することで問題ないか、改めて変更 の前に感染症部会の意見を聴いた上で、最終確認を行うこととします。

「2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し」をご覧ください。 新型コロナが「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行いたいと思います。

① 患者等への対応

まず、患者等への対応に関しては、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の 公費支援について、期限を区切って継続することとし、具体的な内容を検討していき たいと考えています。

② 医療提供体制

次に、医療提供体制については、入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指していきます。

今後、診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行、外来や 入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など各種対策・措置の段階的見直しに ついて、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について 具体的な内容の検討・調整を進めていきます。 以上の患者等への対応と医療提供体制については3月上旬を目途に具体的な方針を示していきたいと考えています。

③ サーベイランス

サーベイランスについては、感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行します。また、変異株の動向を監視するため、ゲノムサーベイランスは継続します。

④ 基本的な感染対策

基本的な感染対策として、マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推 奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、 着用は個人の判断に委ねることを基本として検討し、政府としてはマスクの着用が効 果的な場面を周知することとしたいと思います。

マスクの取り扱いの検討に関しては、感染状況や関係者のご意見等も踏まえて、今後早期に見直し時期も含め、その結果をお示ししたいと考えています。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることには留意して検討していきます。

また、新型コロナに対しては、引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生が 有効であり、その励行をお願いしていきます。

感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を 広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ることもお示ししてい きます。

⑤ ワクチン

ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施することとなります。4月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っていますが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにします。

⑥ 水際措置

水際措置につきましては、5類感染症に位置付けられることに伴い、検疫法上の「検 疫感染症」から外れることとなります。

【後藤国務大臣】

続いて、私から、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとなり、5類感染症に位置付けられた場合の政府対策本部の廃止及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の措置の終了についてご説明します。

政府対策本部については、特措法第 21 条第 1 項において、新型インフルエンザ等 感染症でなくなった場合には廃止される旨が規定されておりますので、この規定に基 づき廃止されることとなります。

政府対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、既に設置されている「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催することとします。

また、5 類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民 や事業者等への感染対策の協力要請等の各種措置は終了します。

特措法の協力要請を前提に実施している無料検査の一般検査事業は終了し、特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的な方針を示すこととします。また、基本的対処方針についても廃止します。以上です。

次に、資料3「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(案)」について ご説明いたします。本日は、基本的対処方針の変更について、この本部で決定したい と考えております。

主な変更点ですが、46ページをご覧ください。

イベント開催制限について、これまでの取組により、基本的な感染対策が業界全体に定着しております。ウィズコロナの取組を更に進める観点から、引き続き基本的な感染対策が実施されることを前提に、「大声あり」の場合は収容率上限を 50%とする制限を廃止することとし、この基本的対処方針の変更は本日より適用し、実際の運用は都道府県の取扱い変更をもって開始します。

【内閣官房長官】

それでは、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する 対応方針」及び「基本的対処方針の変更」について、それぞれ案のとおり決定してよ ろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【内閣総理大臣】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に関する対応方針について、及び、基本的対処方針の変更について、本日は、取りまとめました。

第1に、感染症法上の位置付けの変更と各種措置の段階的な移行についてです。 新型コロナの感染症法上の位置付けについて、厚生労働省の審議会の意見を踏ま え、特段の事情が生じない限り、5月8日から、新型インフルエンザ等感染症から 外し、5類感染症とする方針を確認いたしました。

これは、医療体制の万全な移行や、自治体などによる準備に3か月程度要するとの 専門家の意見を踏まえたものです。

この感染症法上の位置付けの変更に伴い、現在講じている医療費の自己負担分に対する公費支援も見直すことになりますが、急激な負担増が生じないよう、自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続することとし、今後、具体的な内容を検討してまいります。

医療体制については、幅広い医療機関で新型コロナ患者が受診できるよう、必要となる感染対策を講じつつ段階的に移行していきます。そのための、各種措置の取扱い等を含めた道筋について、具体的な内容の検討・調整を進めてまいります。

今申し上げた、医療費の自己負担分に対する公費支援、医療体制については、3月 上旬をめどに具体的な方針を示します。 また、基本的な感染対策のうち、マスクについては、屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねることを基本とするとともに、政府は着用が効果的な場面を周知するという方向で検討し、感染状況等も踏まえて、今後、時期も含めて早期にその検討の結果を示します。

なお、ワクチンについては、感染症法上の位置付けの変更にかかわらず、予防接種 法に基づいて実施することとなります。

4月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っていますが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにいたします。

第2に、位置付けの変更に伴う政府対策本部の廃止等についてです。

新型インフルエンザ等感染症から外れ、5類感染症に位置付けられた場合、政府対策本部は特措法の規定に基づき廃止されます。今後、感染状況の変化等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催いたします。

また、特措法に基づき実施している感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了することとなります。

ウィズコロナの取組を更に進め、家庭、学校、職場、地域、あらゆる場面で、日常を取り戻すことができるよう、着実に歩みを進めてまいります。各大臣におかれてましては、所管するコロナ対策の政策・措置について、具体的な検討・調整を加速していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上